

2. 5 施設の利用条件

本項は、技術開発・実証試験に必要な条件を記載しているが、個別の課題提案の内容や意見を踏まえ、関係省庁等と調整の上、見直しを行うことがあり得る。

2. 5. 1 実施方法、実施場所

- ① 技術開発・実証試験の実施方法は、国土交通省と実施主体の間で事前に十分に調整を行う。また、実施に係る安全確保については、実施主体が負うものとする。
- ② 技術開発・実証試験の場所は、今後の調整を踏まえ、国土交通省の指定する場所とする。
- ③ 南鳥島は、気象庁南鳥島気象観測所において、国際的な監視体制であるWMO全球大気監視計画に基づく観測等を行っているため、これら活動への影響に配慮するものとする。また、実施にあたっては必要に応じ気象庁と相談の上、技術開発・実証試験を行うものとする。
- ④ 整地されていない場所においては、不発弾等の危険物が埋まっている可能性があるため、新たに整地を行う場合は、実施主体の責により、磁気探査による安全確認を行うものとする。
- ⑤ 実施主体は、技術開発で使用予定の電気、水等の必要なリソースを自ら手配することを基本とするが、各実施主体間等からの融通又は提供が可能な場合がある。その場合は、関係者等と費用等に関して別途調整を行うものとする。
- ⑥ 技術開発・実証試験の実施にあたっては、実施主体の責により、各種法令・条例を遵守するものとする。

2. 5. 2 居住及び生活

- ① 居住する場所は、国土交通省が所有する建物を使用することができる。
- ② 居住する場所は、国土交通省との調整を踏まえ、国土交通省の指定する場所とする。
- ③ 居住に必要な電気・上水等、及び食事については、国土交通省と協議する。
- ④ 居住に必要な生活物資については、実施主体が確保する。
- ⑤ 南鳥島における生活方法については、事前に国土交通省と調整を行う。

2. 5. 3 実施費用及び原状回復

- ① 公募により選出された技術開発・実証試験の実施主体は、その実施費用を負担する。
- ② 使用土地及び居住建物の使用料は、事前に土地及び建物の所有者と調整を行う。
- ③ 使用した土地は、試験終了後、実施主体が原状回復を行う。また、居住した建物は、

退去完了後、実施主体が原状回復を行う。

2. 5. 4 通信

- ① 現地では、携帯電話（ソフトバンクに限る）は利用可能である。利用料金は国内と同等である。ただし、週1回1日程度の通信遮断、及び衛星の蝕の時期（1ヶ月程度）は、通信の使用時間に制限がある。
- ② インターネット環境は、携帯電話による利用となり、通信容量に制限がある。
- ③ 衛星電話を使用することができる。ただし、実施主体は、衛星電話機器の準備を行い、通信費用を負担するものとする。

2. 5. 5 交通手段

- ① 実施主体は、関係省庁の業務に支障のない範囲で、以下の交通ルートを利用できる。輸送等に要する費用については、応分を自己負担とする。具体的な手続きは、関係省庁と別途調整するものとする。

なお、輸送等にかかる資材の故障等について関係省庁は責任を負わないものとする。また、業務の都合により、利用できなくなる場合がある。その場合、国は責任を負わないものとする。

- 一、二ヶ月に1回 資材等運搬船（国土交通省）※
- 二、不定期 資材等運搬船

- ② 独自で船舶を確保し特定離島港湾施設を利用する場合は、事前に使用許可申請書を提出し、許可を受けるものとする。

2. 5. 6 その他

本規定に定めのない事項及び疑義については、実施主体と国土交通省との調整・協議により決定する。

※特定離島港湾施設の整備事業が行われる期間に限る